平成２８年（フ）第７０１号
札幌市南区澄川４条２丁目16番10―401号
債務者　舟山新之介
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０８号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―306号
債務者　辻崎愛絵莉（旧姓高寺）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２１号
札幌市北区北34条西４丁目２番12―207号
債務者　木島　憲斗
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７９号
北海道江別市野幌松並町２番地の４　レジデンス三幸305号
債務者　月沢　義武
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地214　白根寮43
債務者　石渡　啓介
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
群馬県前橋市下新田町611番地４　やすらぎ前橋ハイツ　305号
債務者　平井　祐治
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７号
群馬県前橋市若宮町４丁目21番地の４　桃の木マンション102号、住民票上の住所群馬県高崎市山名町581番地１
債務者　海野　敏博
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
群馬県前橋市元総社町2252番地１　都木ハイツ　Ａ―203号
債務者　宮城　一男
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
群馬県前橋市下小出町２丁目29番地２　富士ハイツ　302号
債務者　青山　康弘
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
群馬県前橋市城東町４丁目４番８号
債務者　布施　文造
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８号
群馬県前橋市城東町４丁目４番８号
債務者　布施　嘉子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
群馬県渋川市赤城町棚下370番地１
債務者　関口　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
群馬県伊勢崎市除ケ町423番地４　サンヒルズ伊勢崎南２Ｊ
債務者　五十嵐宏子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４６８号
埼玉県北本市緑１丁目75番地
債務者　渡邉　真由
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６９号
埼玉県久喜市鷲宮中央１丁目16番34号　ディアス・ホンダ202号
債務者　樹森　貴史
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
さいたま市岩槻区大字浮谷2042番地１　Ａ―510
債務者　廣野　友子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５９号
さいたま市緑区東浦和８丁目20番地９　ラーバンライブ東浦和第一405号
債務者　小森麻衣子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係